

奈良市公報

号外第3号 (平成27年8月後半分)

平成28年7月5日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

告 示

- 指定管理者の公募……………1
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止……………2
- 放置自転車等の保管……………2
- 差押調書等の公示送達……………2
- 放置自転車等の保管……………3
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………3
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………3
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………3
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………4
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………4
- 交付要求通知書の公示送達……………4
- 道路の位置指定……………4
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………5
- 街区の区域の変更……………5
- 住民票の職権消除……………5
- 開発行為に関する工事の完了……………5
- 放置自転車等の保管……………6
- 公有財産の売払い……………6
- 差押調書等の公示送達……………6
- 放置自転車等の保管……………6
- 徴収事務の委託……………6
- 放置自転車等の保管……………6
- 奈良市議会定例会の招集……………7
- 住居表示を実施すべき区域等の決定……………7
- 放置自転車等の保管……………7
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………7
- 差押調書等の公示送達……………8
- 道路の位置指定……………8
- 土地収用法に基づく裁決申請書等の写しの公衆縦覧……………8
- 土地収用法に規定する明渡裁決の申立てに係る書類の公衆縦覧……………8
- 放置自転車等の保管……………9
- 放置自転車等の処分……………9

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………9

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………10
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………10
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………10

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催……………10

告 示

奈良市告示第574号

奈良市ならまち格子の家の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成27年8月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市元興寺町44番地
奈良市ならまち格子の家
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 生活民具、伝統的工芸品等の展示及び紹介に関すること。
 - (2) 観光の案内に関すること。
 - (3) その他格子の家の設置目的を達成するために必要な事業
 - (4) 格子の家の利用制限に関すること。
 - (5) 格子の家の施設及び付帯設備の維持管理に関すること。
 - (6) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市鳴川町37-4
奈良市観光経済部奈良町にぎわい課
 - (2) 申請期間
平成27年8月17日から平成27年9月17日まで
 - (3) 提出書類
奈良市ならまち格子の家指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
ア 奈良市ならまち格子の家指定管理者事業計画書

- イ 奈良市ならまち格子の家指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿
- キ 団体及びその代表者が平成26年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- ケ 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

- 5 その他
詳細は、「奈良市ならまち格子の家指定管理者募集要項」によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市観光経済部奈良町にぎわい課
電話0742-24-8936
(平成27年8月17日揭示済)

【介護予防通所介護・通所介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970100885	奈良市白毫寺町208番地	あけぼの会やすらぎポート	奈良市高畑町711番地	社会福祉法人あけぼの会	平成27年8月15日

【介護予防訪問看護・訪問看護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2960190730	奈良市あやめ池北一丁目32番10-1	訪問看護ステーションナース奈良あやめ池	大阪府大阪市北区曾根崎一丁目2番6号	株式会社かんでんジョイライフ	平成27年7月31日

(平成27年8月17日揭示済)

奈良市告示第576号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年8月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年8月17日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定す

る市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成27年8月17日揭示済)

奈良市告示第577号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税

法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年8月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）・配当計算書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（平成27年8月17日揭示済）

奈良市告示第578号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年8月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年8月18日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

（平成27年8月18日揭示済）

奈良市告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年8月19日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
よりた歯科クリニック	奈良県奈良市朱雀六丁目20-1 朱雀医療ビル201	平成27年6月30日
さくら通り薬局	奈良県奈良市小西町2-1 ジャパンドビル1F	平成27年7月5日
オレンジ薬局 高の原店	奈良県奈良市右京1-4 サントウンプラザひまわり館3-F号室	平成27年6月30日

（平成27年8月19日揭示済）

奈良市告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年8月19日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
いけだクリニック	奈良県奈良市中町4842-1	平成27年8月1日
そめかわクリニック 内科・循環器内科	奈良県奈良市中山町西四丁目456-1 TSビル201	平成27年8月1日
はやし歯科クリニック	奈良県奈良市朱雀六丁目20-1 朱雀医療ビル2F	平成27年7月1日
さくら通り薬局	奈良県奈良市小西町9 川村ビル1F	平成27年7月6日
サン薬局 中町店	奈良県奈良市中町4842-1	平成27年8月1日

（平成27年8月19日揭示済）

奈良市告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたの

で、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年8月19日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	有限会社 アイコム	奈良県奈良市三条松町4-9	有限会社 アイコム	平成27年4月23日
新	アイコム	奈良県奈良市三条松町4-9	有限会社 アイコム	

(平成27年8月19日揭示済)

奈良市告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年8月19日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		開設者	廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地			
		名称	主たる事務所の所在地	
Lifeケアひなた	奈良県奈良市紀寺町634-1	居宅 訪問介護		平成27年6月30日
株式会社かがやき美司宏会	奈良県奈良市紀寺町634-1	介護予防 訪問介護		
青春倶楽部	奈良県奈良市南京終町19番地の1	居宅 通所介護		平成27年5月31日
社会福祉法人 楽慈会	奈良県奈良市南京終町13番地の4	介護予防 通所介護		

(平成27年8月19日揭示済)

奈良市告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年8月19日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		開設者	休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地			
		名称	主たる事務所の所在地	
訪問介護サービスゆうか	奈良県奈良市今市町361-6	居宅 訪問介護		平成27年6月8日
株式会社結加	奈良県奈良市今市町361-6	介護予防 訪問介護		

(平成27年8月19日揭示済)

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第584号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年8月19日

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年8月19日揭示済)

奈良市告示第585号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年8月19日 奈良市長 仲川元庸		指定番号	第H2610号	
		(平成27年8月19日揭示済)		
申請者住所	京田辺市田辺狐川30番地2	奈良市告示第586号		
申請者氏名	村雲 裕成	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。		
道路の位置	奈良市疋田町一丁目38番1並びに若葉台一丁目38番5、38番6、38番7の各一部及び38番8	平成27年8月19日		
道路の幅員	最大4.20m 最小4.20m	奈良市長 仲川元庸		
道路の延長	33.37m			
指定年月日	平成27年8月19日			
指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成27年7月27日	谷掛 洋平	独立行政法人 国立病院機構 奈良医療センター	奈良市七条二丁目789番地	整形外科 (肢体不自由)
平成27年8月7日	井ノ上 博也	独立行政法人 国立病院機構 奈良医療センター	奈良市七条二丁目789番地	神経内科 (肢体不自由)
(平成27年8月19日揭示済)				
奈良市告示第587号				
奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。				
平成27年8月20日				
奈良市長 仲川元庸				
1 変更の年月日 平成27年8月20日				
2 街区の区域 平松五丁目の一部 別図1を別図2に示すとおり変更します。 19街区と22街区の各一部を20街区に編入 別図1及び別図2 省略				
(平成27年8月20日揭示済)				
奈良市告示第588号				
下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。				
なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。				
また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。				
この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。				
平成27年8月21日				
奈良市長 仲川元庸				
以下省略				
(平成27年8月21日揭示済)				
奈良市告示第589号				
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。				
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。				
平成27年8月21日				
奈良市長 仲川元庸				
1 許可の年月日及び番号 平成27年6月24日 奈良市指令都整開 第15A-9号				
2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成27年8月21日 第1482号				
3 開発区域に含まれる地域 奈良市三条本町1082番7の一部				
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都中央区日本橋茅場町3丁目1番11号 公益財団法人 自転車駐車場整備センター 理事長 柴田 高博				
(平成27年8月21日揭示済)				

奈良市告示第590号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年8月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年8月20日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
(自動車 2件)

物件番号	物件名	初年度登録	排気量(L)	予定価格(円)	入札保証金(円)
車-1	ダイハツ アトレー	平成14年2月	0.65	10,000	1,000
車-2	ダイハツ ミラ	平成14年2月	0.65	10,000	1,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成27年8月21日揭示済)

奈良市告示第592号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年8月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）・配当計算書（謄本）
 - 2 送達を受けるべき者
省略
- (平成27年8月24日揭示済)

奈良市告示第593号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年8月24日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成27年8月21日揭示済)

奈良市告示第591号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年8月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する公有財産物件
以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成27年8月24日
 - 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成27年8月24日揭示済)

奈良市告示第594号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年8月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 細田 博之	休日歯科応急診療 所使用料

- 2 委託の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
(平成27年8月24日揭示済)

奈良市告示第595号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年8月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年8月25日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年8月25日揭示済)

奈良市告示第596号

平成27年9月2日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成27年8月26日

奈良市長 仲川元庸

(平成27年8月26日揭示済)

奈良市告示第597号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに該当区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のように定めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成27年8月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 実施区域 別図のとおり
- 2 実施期日 平成28年1月12日

3 住居表示の方法 街区方式

街区符号及び住居番号については、実施期日以降、奈良市市民活動部地域活動推進課において閲覧に供します。
別図省略

(平成27年8月27日揭示済)

奈良市告示第598号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年8月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年8月27日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年8月27日揭示済)

奈良市告示第599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年8月28日

奈良市長 仲川元庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	タキヤ奈良駅前薬局	奈良県奈良市大宮町一丁目3-8	平成27年7月1日
新	ウエルシア奈良駅前薬局	奈良県奈良市大宮町一丁目3-8	

(平成27年8月28日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年8月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	地域密着型 認知症対応型通所介護 地域密着型 介護予防 認知症対応型通所介護	平成27年8月1日
デイサービス太陽 高天	奈良県奈良市高天市町22番地の1		
株式会社エース	奈良県奈良市高天市町22番地の1		

訪問介護ふれあい	奈良県奈良市都祁白石町 1178-1	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成27年8月1日
四葉創健株式会社	奈良県奈良市西大寺東町 一丁目2番2号		

(平成27年8月28日揭示済)

奈良市告示第601号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年8月28日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
差押調書（謄本）・配当計算書（謄本）
- 送達を受けるべき者
省略

(平成27年8月28日揭示済)

奈良市告示第602号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年8月31日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市西大寺東町二丁目1番63号
申請者氏名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
道路の位置	奈良市富雄川西一丁目26番1の一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	33.85m
指定年月日	平成27年8月31日
指定番号	第H2702号

(平成27年8月31日揭示済)

奈良市告示第603号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により公告し、これらを公衆の縦覧に供しま

す。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成27年8月31日

奈良市長 仲川元庸
記

- 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 事業の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・4号奈良檀原線
- 書類の受理日
平成27年8月27日
- 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条町	606番123	宅地	宅地

- 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課
- 縦覧期間
公告の日から平成27年9月14日まで
(平成27年8月31日揭示済)

奈良市告示第604号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から法第47条の3第1項に規定する書類の送付を受けたので、法第47条の4第2項において準用する法第42条第2項の規定により公告し、これらを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成27年8月31日

奈良市長 仲川元庸
記

- 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 事業の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・4号奈良檀原線
- 書類の受理日

平成27年8月27日

4 明渡しを求める土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条町	606番123	宅地	宅地

5 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課

6 縦覧期間

公告の日から平成27年9月14日まで
(平成27年8月31日揭示済)

奈良市告示第605号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年8月31日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年8月30日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年8月31日揭示済)

奈良市告示第606号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成27年8月31日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成27年8月31日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成27年2月1日、同月3日、同月6日、同月10日、同月16日、同月17日、同月19日、同月23日及び同月26日

(平成27年8月31日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年8月26日

奈良市監査委員 中村勝三郎
同 中本勝
同 横井雄一
同 山口裕司

商工労政課

監査結果公表日 平成27年6月26日

(奈良市監査委員告示第10号)

措置結果通知日 平成27年8月17日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 実査した郵便葉書と切手類受払簿とを照合したところ、切手類受払簿に記録されている郵便葉書の残高枚数より実査した郵便葉書の枚数の方が少なかった。郵便切手や郵便葉書は、金銭等価物であるので、適宜、管理を正確に行った上で、毎月、郵便葉書の残枚数も確認し、所属長の決裁を受けられたい。	(2) 切手類受払簿に記載されている郵便葉書の残枚数が、過去の記載漏れにより葉書の残枚数と合わなかったため、これを是正し、再発防止のために切手類受払簿取扱いマニュアルを作成し、課内の全職員に周知を行った。また、今後は購入及び払出枚数の記載だけでなく、月末毎の残枚数の確認を徹底する。

経理課

監査結果公表日 平成27年3月30日

(奈良市監査委員告示第4号)

措置結果通知日 平成27年8月24日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 平成26年度本庁舎昇降機（エレベーター）設備保守業務委託について、業務仕様書では、リモートメンテナンスシステムによる監視、診断結果は毎月報告することとなっているが、委託業者から提出があったのは平成26年7月分の報告書のみであった。当該委託契約に定めるとおりの報告を受け、委託業務の履行確認を行われたい。	(1) 本庁舎昇降機（エレベーター）設備保守業務委託について、当該委託契約書の業務仕様書に定めるとおり、平成27年4月分から毎月、リモートメンテナンスシステムによる監視、診断結果の報告書の提出を委託業者から受け、委託業務の履行確認を行うこととしました。

(平成27年8月26日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第61号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年8月17日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 業務名 緑ヶ丘・木津浄水場及び須川ダム管理運営業務の一部委託
- 業務場所 奈良市奈良阪町地内 他2箇所（緑ヶ丘浄水場、緑ヶ丘排水処理所、木津浄水場、須川ダム管理事務所）
- 業務期間 平成27年11月1日から平成30年10月31日

まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

引き継ぎ期間 契約日から平成27年10月31日まで

- 業務概要 ア 運転監視業務 一式
イ 保守点検管理業務 一式

以下省略

（平成27年8月17日揭示済）

奈良市企業局告示第62号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年8月26日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
岡橋設備工業所	岡橋 善次郎	奈良県大和高田市日之出東本町20番4号	平成27年8月25日

（平成27年8月26日揭示済）

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年8月26日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局告示第63号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社水匠	代表取締役 岡橋 善次郎	奈良県大和高田市日之出東本町20番4号	平成27年8月25日

（平成27年8月26日揭示済）

議案第31号 平成28年度奈良市立幼稚園園児募集要項について

その他

- 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 8月

（平成27年8月26日揭示済）

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第31号

平成27年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成27年8月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

1 日 時

平成27年9月1日（火）

午前11時00分から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- 平成27年度9月補正予算要求内示額について

議事